

厚真町森林整備計画 変更計画書

計画期間 自 令和 3 年 4 月 1 日
至 令和 13 年 3 月 31 日

(令和 3 年 4 月 1 日 樹立)
(令和 3 年 10 月 27 日 変更)
(令和 4 年 4 月 1 日 変更)
(令和 5 年 4 月 1 日 変更)
(令和 6 年 4 月 1 日 変更)
(令和 7 年 4 月 1 日 変更)

厚 真 町

変更理由

地域森林計画に適合させるため

変更計画が有効となる年月日 令和7年4月1日から適用

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	5
II	森林整備に関する事項	6
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	6
1	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	6
2	樹種別の立木の標準伐期齢	7
3	その他必要な事項	7
第2	造林に関する事項	8
1	人工造林に関する事項	8
2	天然更新に関する事項	10
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	12
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	12
5	その他必要な事項	13
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	13
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	13
2	保育の種類別の標準的な方法	14
3	その他間伐及び保育の基準	14
4	その他必要な事項	15
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	15
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	15
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	17
3	その他必要な事項	18
第5	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	20
1		20
	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	20
2		21
	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	21
3	作業路網の整備に関する事項	21
4	その他必要な事項	24
第6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	24
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	24
2	森林の施業又は経営の受委託等による森林経営の規模拡大を促進するための方策	24
3	森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	24
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	24
5	その他必要な事項	25
第7	森林施業の共同化の促進に関する事項	25
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	25
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	25
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	26
4	その他必要な事項	26
第8	その他森林整備に関し必要な事項	26
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	26
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	27

3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	28
4	その他必要な事項	28
Ⅲ	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	30
第1	鳥獣害の防止に関する事項	30
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	30
2	その他必要な事項	31
第2	森林病虫害の駆除及び予防、林野火災の予防その他の森林の保護に関する事項	31
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法	31
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	31
3	林野火災の予防の方法	31
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	32
5	その他必要な事項	32
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	33
1	保健機能森林の区域	33
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	33
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	33
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	34
1	森林経営計画の作成に関する事項	34
2	森林の整備を通じた地域振興に関する事項	34
3	森林の総合利用の推進に関する事項	34
4	住民参加による森林の整備に関する事項	34
5	その他必要な事項	34
別表1	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域	38
別表2	公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域	40
別表3	森林施業の方法を特定すべき森林の区域	54
別表4	鳥獣害防止森林区域	65

概要図

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は胆振総合振興局の東部に位置し、北部には夕張山脈の一部を形成している山々が連なっています。この山並みを水源とする、厚真川が町の中央を北から南に流れており、厚真川とその支流沿いに耕作地が開け、街並みが形成されています。

本町の総面積は 40,461ha で総面積の 70%が森林に占められており、民有林森林面積は 28,228ha、その内訳は一般民有林 16,393ha、道有林 11,835ha となっています。

本町の森林は地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されている人工林、さらには、広葉樹が林立する天然林まで様々な林分構成になっています。

また、森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、求められる機能が多くなっていることから以下のような課題があります。

- ①カラマツを中心とした造林が盛んに行われており、齢級構成も幅広く伐期を迎える林分も多く存在することから、林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から、計画的な伐採を進めることが重要である。
- ②天然林の広葉樹林が存在しその中でも特にナラ類が多いため、本町は特産品としてシイタケ栽培が盛んで品質の高い原木栽培を継続するため、このナラ類を利用した原木の安定供給が必要です。
- ③沢が細かく入り込み土砂の流出や崩壊の恐れがあり、下流域には農地があることから、山地災害防止機能の高い森林の整備が求められています。

さらには、平成 30 年 9 月に発生した胆振東部地震では、大規模な土砂災害や家屋の倒壊、道路の陥没など甚大な被害をもたらした。林業関連分野においても地震により林内路網が広範囲に寸断し、林地崩壊により土砂や倒木が大量に発生しました。本町では、約 3,200ha の林地崩壊が発生したため、被災した森林の復旧に向けた森林再生の取り組みが課題となっています。

2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮します。

また、近年の森林に対する住民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、航空レーザー測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。併せて、シカ等による森林被害を含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や、森林GISの効果的な活用を図ることとします。

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林を「水源涵養林」、「山地災害防止林」、「生活環境保全林」、「保健・文化機能等維持林」、「木材等生産林」に区分し、それぞれの区分に応じた望ましい森林の姿へ誘導するよう努めることとします。

「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特

に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し、生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」、及び貴重な森林生態系を維持し、特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を設定します。「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

森林の区分に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。

また、胆振東部地震により林地が広範囲にわたって崩壊したことから、被災した森林の再生に向け、国や道、試験研究機関と連携し、自然条件や社会的要請、経済性、森林所有者の意向などを踏まえ、個々の森林の状況に応じ計画的な路網整備や森林造成に取り組むこととします。

森林の整備等にあたっては、町全体の発展方向に十分留意するとともに国等の補助事業等の地方財政措置を活用することとします。

森林の区分ごとの森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりとします。

【公益的機能別施業森林（上乘せゾーニング含む）】

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源 ^{かん} 涵 ^{かん} 養機能	水源 ^{かん} 涵 ^{かん} 養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴う裸地面積の縮小及び植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。

			能力に優れた森林であって必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	また、保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林		樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林		原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。	生物多様性の保全や保健、レクリエーション利用、文化活動を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施策を推進する。 保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、潤いある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生息・生育に適した森林や周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施策を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施策を推進する。
		保護地域タイプ	原生的な森林生態系を構成し、希少な生物の生息・生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施策を推進するとともに野生生物のための回廊の確保にも配慮し、生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

【公益的機能別施策森林以外の森林】

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を育成させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

(1) 森林の施業方法

区 分	施 業 方 法	対象とする森林
育成単層林施業	森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業。	人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林・森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林。
育成複層林施業	森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業。	人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林。
天然生林施業	主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業。	ササ類等の繁茂が少なく、天然力による更新が確実に図られる森林・国土の保全、自然環境の保全、種の保全等のための禁伐等の制限のある森林。

- ①成長しつつあるカラマツ資源を活用するため、作業路網を集中的に整備するとともに、間伐を中心に計画的かつ効率的に伐採する。
- ②急傾斜地の森林については、長伐期施業や複層林施業を積極的に推進することとする。
- ③シイタケ原木の計画的な供給を推進するため、ナラ類を中心とする森林施業を推進することとする。
- ④森林整備をする上で最も重要となる林業労働力について、本町の林業労働の担い手である苫小牧広域森林組合は、現在、保育作業を中心とした体制となっているが、今後主伐期を迎える林分が多く、また、間伐を計画的に推進するためにも、高性能林業機械の導入も含め、伐採を計画的に実施するための体制整備を推進することとする。

(2) 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や、皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

(3) 森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

(4) 地域の人工林の保続を図りながら、資源の循環利用を進めるため、「北海道人工林資源管理方針」に基づき、人工林資源の適正な管理に取り組むこととします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化に対応するため、森林所有者、森林組合及び関係機関等の合意形成を図りながら、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

Ⅱ 森林整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

（1）立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた未立木地）が再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとし、方法別の留意点については次によることとします。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうちイの択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、地質、土壌等の自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

なお、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20haを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとし、人工林においては皆伐後、速やかに再造林することを原則とします。また、皆伐後に天然更新（詳細は「第2の2天然更新に関する事項」を参照）を計画する場合は、伐採面積が5haを超えないように努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮することとします。

なお、ぼう芽により更新を確保する場合には、イタヤカエデ、ハルニシ、ミズナラ等の更新が確実なものを対象とし、優良なぼう芽を発生させるため、樹液の流期（6～8月）を避けて伐採することとします。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととします。特に、効率的な施業を実施するための帯状や群状等、まとまりを持った伐採を行う場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の縮小、伐採箇所の分散等に配慮することとします。

なお、択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。伐採後に天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性などを勘案し、原則として材積にかかる伐採率は30%以下とし、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案することとします。また、伐採後に人工造林を行う場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するため、原則として材積にかかる伐採率は40%以下とします。

（2）主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の林帯幅を確保します。特に、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等に配慮することとします。なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮することとします。
- (4) 複層林施業の主伐にあたっては、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

2 樹種別の立木の標準伐期齢

本町における立木の標準伐期齢は、標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定められます。

なお、標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、
 定めた林齢に達した時点での森林の伐採を促すものではありません。

また、保安林等における伐採規制等の指標に用いられます。

	樹種	林齢
人工林	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	トドマツ	40
	エゾマツ、アカエゾマツ	60
	その他針葉樹	40
	カンバ、ドロノキ、ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	// 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	25

3 その他必要な事項

- (1) 適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に取り組み、資源の平準化を図ることとします。

なお、長伐期施業を実施する林分の選定にあたっては、地位が高く、間伐により適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めることとします。

- (2) 次の地域は、林地崩壊、生態系の攪乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めることとします。

- a 確実な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等
- b 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等
- c 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

- (3) 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。
- (4) 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。
- なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬期間に行うなど、時期や方法に配慮することとします。
- また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。
- (5) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は使用後原則、植栽等により植生の回復を促します。
- (6) 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。特に、クマゲラ、シマフクロウ、クマタカ及びオオタカなどの希少鳥類等について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととします。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととし、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で検討することとします。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件の適合、それぞれの樹種の特徴、既往の成林状況等適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材需給にも配慮することとし、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとします。

また、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとします。特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮することとします。

育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定することとします。

以上を踏まえ、本町における人工造林の対象樹種を次のとおりとします。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)、トドマツ、アカエゾマツ、エゾマツ、ヨーロッパトウヒ、ヤチダモ、カツラ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ、その他郷土樹種	

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めることとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入又は維持する森林

- a. 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、地質、土壌等の自然条件に適合した樹種を

早期に植栽することとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

- b. 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。
- c. 地拵えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野ねすみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈り払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

- d. 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分に図られるよう行うこととします。

植栽時期	樹 種	植 栽 期 間
春 植	トドマツ、アカエゾマツ	4月上旬～6月上旬
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)、その他	4月上旬～5月下旬
秋 植	トドマツ、アカエゾマツ	9月上旬～11月上旬
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)、その他	9月下旬～11月中旬

- e. コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも(第2の1の(2)のアのdの植栽時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。
- f. 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性が優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあっては、天然更新木の積極的な活用を検討することとします。

【育成単層林】

単位 本/ha

仕立ての方法	樹 種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針葉樹	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

※定められた標準的な本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うように努めることとします。

イ 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とすることとします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、地質、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、天然下種更新ではイタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ナラ類、ヤチダモなど高木性の樹種とし、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニシ、ナラ類、ホオノキなど高木性でぼう芽性の強い樹種とします。

区 分	樹 種 名	備 考
天然更新の対象樹種	イタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ナラ類、ヤチダモ、ホオノキ、ハルニシ等	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の完了の判断基準

第2の2の(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種(注1)の稚幼樹等(注2)が、幼齡林(注3)では成立本数が立木度(注4)3以上、幼齡林以外の森林では林地面積(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齡林では成立本数が立木度3以上、幼齡林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について（平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知）」によることとします。

（注1）「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

（注2）「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

（注3）「幼齢林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

（注4）「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の期待成立本数}^{(注6)} \times 10$$

（注5）「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

（注6）「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

広葉樹		針葉樹（中層、下層は広葉樹に準じる）	
階層	期待成立本数	階層	期待成立本数
上層	300 本/ha	上層（カラマツ）	300 本/ha
中層	3,300 本/ha	上層（その他の針葉樹）	600 本/ha
下層	10,000 本/ha		

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林（天然林の標準伐期齢）

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木より樹冠面積の小さいもの

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うこととし、ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うこととします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じ芽かき又は植え込みを行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

（3）伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌

年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、天然更新が期待できない森林については、植栽により更新を図ることとします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する公益的機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

- ①気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林
- ②水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

当該森林は、主として人工林を対象としますが、特に木材等生産林の人工林及び水資源保全ゾーンの森林については、原則として指定するよう努めるとともに、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な幼稚樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣などの被害の発生状況その他の自然条件や、天然更新では対応し難い森林の早期回復に対する地域住民等からの社会要請等を勘案し定めます。

また、次の箇所は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないものとします。

- a. 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林
- b. 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林
- c. 公益的機能別施業森林の区域で施業方法を特定している森林
- d. 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林
- e. ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林
- f. 森林計画に基づく施業方針で、天然林化・針広混交林化を目指す人工林
- g. 気象害等により針広混交林した人工林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

指定する森林は別表 1 のとおり定めます。

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

(H24.3.30 付け 23 林整計第 365 号林野庁森林整備部計画課長通知)

(1) 更新に係る対象樹種

- ア 人工造林の場合
1の(1)による
- イ 天然更新の場合
2の(1)による

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

2の(2)による

5 その他必要な事項

ア 木材等生産林に関しては、持続的、安定的な木材等の生産を図るため、自然条件や経営目的に応じ、多様な木材需要に対応できるよう樹種を選定することとします。

また、効率的な森林整備を行うため、植栽にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

加えて、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫システムの導入について努めることとします。

イ 林地崩壊や流木被害のおそれがある地域については、次の事項に留意して森林施業を行い、造林の推進に努めることとします。

伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 間伐は、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになること）し、林木間の競争が生じ始めた森林において主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

(2) 間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐時期等の目安については、次表のとおりとします。

【標準的な間伐時期等】

樹 種	施 業 体 系	間伐の時期（林齢）					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ 【グイマツとの 交配種を含む】 （一般材）	植栽本数：2,000 本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：450 本/ha	26	36	48	-	-	選木方法：定性及び列状 間伐率（材積率）：20～35% 間伐の間隔 標準伐期齢未満：10 年 標準伐期齢以上：11 年
トドマツ （一般材）	植栽本数：2,000 本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400 本/ha	19	27	35	43	-	選木方法：定性及び列状 間伐率（材積率）：20～35% 間伐の間隔 標準伐期齢未満：8 年
アカエゾマツ （一般材）	植栽本数：2,000 本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400 本/ha	20	30	40	50	60	選木方法：定性及び列状 間伐率（材積率）：20～35% 間伐の間隔 標準伐期齢未満：10 年

注1) 「カラマツ間伐施業指針」、「トドマツ人工林間伐の手引き」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き（（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行）」などを参考とした。

注2) 植栽本数、主伐期の生産目標及び仕立て方法により、間伐時期が異なることに留意する。

注3) 上記の表に併せて「胆振東部地域森林計画」内の第3の3(1)を参照すること。

2 保育の種類別の標準的な方法

ア 下刈り

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植栽木の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

イ 除伐

下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成することとします。

ウ つる切り

育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

施業種	樹 種	植栽時期	年									
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
下刈り	カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	春	←		→							
		秋		←		→						
	トドマツ	春	←					→				
		秋		←					→			
	アカエゾマツ	春	←					→				
		秋		←					→			
	樹 種	植栽時期	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
つる切 除伐	カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	春						←	→			
		秋							←	→		
	トドマツ	春						←	→			
		秋							←	→		
	アカエゾマツ	春						←	→			
		秋							←	→		

注) 下刈りは、現地の状況に応じて、省略や隔年での実施、早期の終了を検討すること。年2回の下刈りは、植栽木と下層植生の競合状態などを把握したうえで、必要な場合のみ実施すること。

3 その他間伐及び保育の基準

林地崩壊や流木被害のおそれがある地域については、次の事項を留意して森林施業を行い、間伐の推進に努めることとします。

- ① 間伐や枝打ち等の保育を積極的に行い、下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図ることとします。
- ② 間伐等による伐倒木や林地残材のうち、河川に流出するおそれがあるものについては、極力林外へ搬出するなど適切に処理することとします。

4 その他必要な事項

木材等生産林に関しては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて、適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地等機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討することとします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養^{かん}林）

ア 区域の設定

水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養^{かん}機能の評価区分が高い森林など水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図る森林を別表2のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表3のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）
土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止、土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表2のとおり定めます。
- ② 快適な環境の形成の維持増進を図る森林（生活環境保全林）
飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表2のとおり定めます。
- ③ 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）
保健保安林、風致保安林、都市緑化法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、

都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表2のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自に景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表3のとおり定めます。

(3) 区域設定の基準及び森林施業の方法に関する指針

【共通ゾーニング】

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
水源涵養林 ^{かん}	水源涵養機能 ^{よう} の高度発揮が求められている森林を基本とし、水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能 ^{かん} の評価区分が高い森林など水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図る森林について、集水区域等の森林の立地条件、林況、地域の要請を踏まえた上で、林班単位等で面的に定める。	下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図る。
山地災害防止林	山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林及び落石防止保安林、砂防指定地周辺、	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、急傾斜地等に位置し、機能を高度に発揮させる必要のある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施

	山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止／土壌保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林の立地条件、林況、地域の要請を踏まえた上で、林小班単位で定める。	業を行うこととする。 また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業 ^(注) を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。
生活環境保全林	快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林及び防火保安林、住民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霜害等の評価区分が高い森林について、それぞれの森林の立地条件、林況、地域の要請を踏まえた上で、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、林帯の幅が狭小な防風林等、面的な伐採により機能を発揮ができなくなるおそれのある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業 ^(注) を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。
保健・文化機能等維持林	保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、保健保安林及び風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの道民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林など、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林の立地条件、林況、地域の要請を踏まえた上で、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、特に機能の発揮が求められる森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業 ^(注) を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。 なお、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定めることとする。

(注)長伐期施業とは、標準伐期齢のおおむね 2 倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいいます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の育成に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表 2 のとおり定めます。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会

的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないように定めることとします。

(2) 森林施業の方法

適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

木材等生産林においては、製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化を図るなど木材の利用目的に応じた時期で伐採することとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については次表を目安として定めることとします。

【人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期】

樹 種	主伐時期	仕立て方法	主伐時期の平均直径 (生産目標)
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	60 年	中庸仕立て	一般材生産・30 cm
トドマツ	55 年	中庸仕立て	一般材生産・27 cm
アカエゾマツ	70 年	中庸仕立て	一般材生産・30 cm

3 その他必要な事項

【上乗せゾーニング^(注1)】

森林の区域		区域の設定	施業の方法
水資源保全ゾーン		水源^{かん}涵養林のうち、属地的に水源^{かん}涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水資源保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。特に「北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例9号）」第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について林小班単位で定めます。	水源^{かん}涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小に努めるものとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を定めます。 また、特に急傾斜地等の土砂崩落、又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。 施業の実施にあたっては、森林作業道や集材路等の敷設や重機使用に伴う河川・湖沼への土砂流出の防止が図られるよう特に配慮するものとします。 伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。
生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、市町村が特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について定めます。	保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。 施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えるものとします。
	保護地域タイプ	保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、市町村が特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定めます。	保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。 また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図るものとします。

(注1) 上乗せゾーニングとは、北海道の森林・林業の現状や課題、地域の特性やニーズ等により、目指す姿や方法などをよりきめ細かく定めるために共通ゾーニングの中において上乗せして設定されたゾーニングです。

(注2) 皆伐を行う場合の面積は、原則として10haを上限として定めることとします。

第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準及び作業システム

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準について、次のとおり定めます。

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地（30°～）	架線系作業システム	20<15>以上	20<15>以上

注) 1「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、ウインチ、フォワーダ等を活用。

2「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

3『急傾斜地』の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

なお、本表は木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林・保育）を行う箇所に適用するものではありません。

(2) 作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐 倒	集材《木寄せ》	造 材	巻立て
緩傾斜地 (0°～15°)	フェラーバンチャー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・	グラップルローダ
		《グラップルローダ》	プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
	フェラーバ	スキッド【全木集材】	ハーベスタ・	グラップルローダ

	ンチャー		プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
	ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ)
	ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)
中傾斜地 (15° ～30°)	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・	グラップルローダ
		《グラップルローダ》	プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
急傾斜地 (30°)	チェーンソー	スイングヤード 【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・ プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)

※ () は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

※ 【 】 は、集材方法。

※集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画の期間内に基幹路網整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定します。

路網整備等推進区域名	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定 延長(m)	対図番号	備 考
幌里生産基盤強化区域	103	幌 里 1 号 線 幌 里 2 号 線	835 3,300		
桜丘生産基盤強化区域	897	桜 丘 本 線 桜 丘 1 号 線	2,092 2,200		
幌内生産基盤強化区域	489	幌内ニキハ線	846		
宇隆生産基盤強化区域	1,215	宇 隆 1 号 線 茂 別 沢 1 号 オハウス沢 線	3,600 1,107 900		
幌里高丘生産基盤強化区域	612	高 丘 ヤ チ セ 線 幌 里 チ ケ ッ ハ 線	1,937 1,646		
幌内栄生産基盤強化区域	941	幌 内 栄 支 線	3,811		
メナの沢線生産基盤強化区域	197	メ ナ の 沢 線	1,450		
マッカウス沢線生産基盤強化区域	181	マ ッ カ ウ ス 沢 線	1,020		
サッケナイ沢線生産基盤強化区域	141	サ ッ ケ ナ イ 沢 線	460		
幌里高丘桜丘生産基盤強化区域	1,399	桜 丘 本 線 幌 里 チ ケ ッ ハ 線	400 1,670		

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

① 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、「林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日付け林野道第 107 号林野庁長官通知）」、「林業専用道作設指針（平成 22 年 9 月 4 日付け 22 林整備第 602 号林野庁長官通知）」を基本として、道が定める「林業専用道作設指針（平成 23 年 3 月 31 日付け森計第 1280 号北海道水産林務部長通知）」に則り開設します。

② 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

一般民有林

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種 類	区分	路線名	延 長 及 び 箇 所 数	利 用 区 域面積	前半5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道 (改良)		幌内栄	1.0- 10		○		局部改良
//	//		//	1.0- 5		○		法面保全
開設	自動車道	林業専 用 道	幌内栄 支 線	3.8- 1		○		
開設	自動車道	林業専 用 道	幌里1号線	0.8- 1		○		
開設	自動車道	林業専 用 道	幌里2号線	3.3- 1		○		
//	//	林業専 用 道	桜丘本線	2.5- 1		○		
//	//	林業専 用 道	幌里チケッベ線	3.3- 1		○		
//	//	林業専 用 道	宇隆1号線	3.6- 1		○		
//	//	林業専 用 道	マッカウス沢線	1.0- 1		○		
//	//	林業専 用 道	高丘ヤチセ線	1.9- 1		○		
//	//	林業専 用 道	メナの沢線	1.5- 1		○		
//	//	林業専 用 道	サンケナイ沢線	0.5- 1		○		
//	//	林業専 用 道	オバウス沢線	0.9- 1		○		
//	//	林業専 用 道	茂別沢1号線	1. 1-1		○		
//	//	林業専 用 道	桜丘1号線	2. 2-1		○		
拡張	自動車道 (改良)		幌内高丘			○		
拡張	自動車道 (改良)		ペンケ沢			○		

道有林

開設／ 拡張	種 類	区分	位 置 (市町 村)	路線名	延長及 び 箇所数	利用区 域面積	前半 5箇 年の 計画 箇所	対 図 番 号	備考
開設	自動車道	林業専用道	厚真町	幌湾 2号	3.7	148	○		起点：むかわ町豊田栄
					1				終点：厚真町字幌内
〃	〃	〃	〃	幌湾2 号支他	1.8	83	○		起点：むかわ町豊田栄
					1				終点：むかわ町豊田栄 支線：幌内2号支2
〃	〃	林業専用道 (規格相当)	〃	毘沙門	2.3	104	○		起点：厚真町幌内
					1				終点：厚真町幌内
〃	〃	林業専用道	〃	幌湾	3.0	165	○		起点：厚真町幌内
					1				終点：厚真町幌内
拡張	自動車道 (改良)		厚真町	炭鉱 厚真川	0.1		○		橋りょう改良
					1				
〃	〃		〃	厚真川			○		局部改良
					4				
〃	〃		〃	厚真川			○		法面保全
					1				
〃	〃		〃	奥厚真 川	0.1		○		橋りょう改良
					1				

③ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野長官通知）」、「民有林林道台帳について（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）」等に基づき管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網の整備に関する事項

① 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、「森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整備第656号林野庁長官通知）」を基本として、道が

定める「林業専用道作設指針（平成 23 年 3 月 31 日付け森計第 1219 号北海道水産林務部長通知）」に則り開設します。

4 その他必要な事項

土場、作業施設その他の森林整備に必要な施設の整備にあたっては、地形・傾斜等地域の特性に応じ、集約化施業や高性能林業機械による低コスト作業に対応するなど、木材等の合理的な搬出を行うために必要な施設として整備し、適切に管理することとします。

また、林道の開設等にあたっては、開設現場周辺の確認や必要に応じて専門家等への相談を行うなど、希少鳥類（オジロワシ、オオワシ、タンチョウ、シマフクロウ等）に配慮することとします。

第 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本町における一般民有林の森林所有者は、5ha 未満の森林を所有する小規模森林所有者が所有者数の 67%、森林面積の 7%占めています。また、一般民有林の内 33%は、カラマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、森林組合及びその他の民間林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の施業又は経営の受委託等による森林経営の規模拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知を始めとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに林業経営の委託への転換を目指すこととします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進することとします。

併せて、航空レーザー測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めることとします。

3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5 力年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・管理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権限や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用に取り組むこととします。

なお、意向調査については森林調査簿や林地台帳を基に、経営管理が行われていないと思われる森林を対象として、実施するよう努めることとします。

5 その他必要な事項 特にありません。

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の一般民有林面積の7%は5ha未満の小規模な森林所有者が多く、森林施業を計画的、効率的に行うために、町、森林組合、森林所有者地域ぐるみの推進体制を整備するとともに、地区又は小流域単位で森林施業の集約化を図っていくこととします。

長期、短期の施業委託や路網の整備により、地域の森林整備を森林組合が中心となって計画的に進めていくこととします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。このため、町及び森林組合等による地域協議会等を開催するとともに普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図ることとします。

森林施業共同化重点実施地区の設定計画

地区の名称	地区の所在	区域面積
幌内ほか	65～112 林班	11,849ha
幌内	40～66 林班	3,532ha
富里	67～69 林班	305ha
高丘	23～39 林班	2,331ha
東和	70～72 林班	567ha
吉野	22 林班	17ha
桜丘	15～21 林班	843ha
朝日	14 林班	3ha
幌里	10～13 林班	656ha
本郷	7～9 林班	597ha
宇隆	73～86 林班	2,269ha
新町	87 林班	106ha
鯉沼	110 林班	93ha
厚和	111～112 林班	129ha
浜厚真	113 林班	73ha
清住	114 林班	33ha
美里	88 林班	163ha
上野	89 林班	120ha
豊沢	90～94 林班	1,050ha

豊 川	5～6 林班	185ha
共 栄	4 林班	78ha
富 野	95 林班	41ha
上 厚 真	1 林班	30ha
共 和	2～3 林班	138ha
軽 舞	96～102 林班	1,200ha
豊 丘	103～109 林班	1,119ha
鹿 沼	115～120 林班	944ha
合 計		28,471ha

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際は、次の内容に留意することに努めることとします。

共同して森林施業を実施する者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。共同して森林施業を実施する者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。

共同して森林施業を実施する者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

4 その他必要な事項

特にありません。

第8 その他森林整備に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業事業体の労働安全衛生管理

国の「森林・林業基本計画」では、適正かつ効率的な森林整備の実施などのため、林業事業体に関する情報の登録・公表や評価する仕組みの導入を推進すること、また、北海道では伐採跡地の増加、粗雑な施業が見受けられること及び労働災害等の発生率が高いことが課題となっています。

このため、北海道では森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されました。

本町においても、本制度を周知・活用し、森林所有者等が森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、明確かつ客観的な事業体情報に基づいて事業実行者を選択することができるようにするとともに、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成を図ります。

(2) 人材の育成・確保

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、高等学校への林産業の紹介、「北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）」等で学ぶ生徒や新規就業者に地域の実態に応じた林業への新規参入・企業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活

躍・定着に取り組むこととします。

また、専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図り、段階的かつ体系的な人材育成を促進することとします。

新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安心して林業経営を維持できるよう支援することとします。

(3) 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや、林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めることとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援することとします。

林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技術などの客観的な評価の促進等により、他産業並の所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。

これらと併せ、林業経営体の法人化・協業化等の促進や森林組合と事業連携等を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を促進することとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、従来からのチェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタ、フェラバンチャー、プロセッサ等による伐倒、枝払い、玉切り作業、フォワーダ、スキッド等による集材作業のシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとします。

また、高性能林業機械の導入及び効率的な利用に取り組むこととします。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類	現 状	将 来
伐 倒	チェーンソー	チェーンソー ハーベスタ
造 材	チェーンソー	チェーンソー プロセッサ

		林内作業車	林内作業車
集材		小型集材機	小型集材機
造保等	林育	チェンソー	
	地拵	刈払機	
	枝打	人力	リモコン自動枝打機

(3) 林業機械化の促進方策

林業機械の導入に関する方策は、次のとおりです。

- ア 森林組合によるタワーヤード、プロセッサ等の高性能林業機械の導入
- イ 森林組合を中心とした枝打ち作業等による森林施業の機械化を推進
- ウ 間伐の早急な実施を推進するため、森林組合の林内作業車、集材機等の導入
- エ 高性能林業機械のオペレーターを育成するため、研修会等への積極的参加等の推進

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため、地域材の利用に向けた住民への普及啓発活動や、工務店、設計会社等との連携等に取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めます。

また、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）」に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用促進方針」（平成 23 年 3 月策定）に即して建築物において積極的に木材、木製品を利用するほか、建築材をはじめ、木質バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用の促進と、地域材を低コストで安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、国内市場で最初に木材の譲受等をする木材関連事業者の取り扱うすべての木材が合法性確認木材となるよう、令和 5 年に改正された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48）」に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取り組みを着実に進めることとします。

さらに、本町の特産品である特用林産物であるシイタケは、小規模の個人経営で生産量はほぼ横ばいです。今後は、原木ほだ木の安定的供給、経営の合理化及び品質向上を図ることとします。

4 その他必要な事項

道が取り組む下記の事項について町も道と連携して取り組みに協力します。

(1) 木材流通の合理化

木材流通の合理化を推進するため、共同で利用できる山土場、ストックポイント等、原木流通施設の整備を行い、流通ロットの拡大や原木供給の安定化・効率化等を図ります。

また、流域森林・林業活性化センター等による流域内の森林所有者、素材生産事業者間の合意形成を進め、生産コストの低減や計画的、安定的な素材生産を行うため、事業の共同・協業化、出材ロットの拡大等を推進します。

(2) 木材産業の体質強化

新しい需要分野の開拓を進めるとともに、消費者ニーズを適確に把握し、それら

に対応した加工技術や高度利用技術の開発など、木材加工の高度化を促進することとし、質的低下のみられる天然木材の高次加工や間伐材を含む道産木材を利用した新製品・新デザイン・新技術の開発を促進します。

また、木材産業が輸入材製品や非木質系資材に対抗した競争力を持つために、地域の森林資源や木材需要の変化に対応し、木材産業の合理化と加工コストの低減を図り、価格競争力を高める必要があります。このため、地域における集積のメリットを生かすため、高次加工工場等を配置するなど、木材生産の団地化を推進します。

今後、木材産業の経営基盤を一層高めるため、川上から川下までの更なる連携の強化、経営の改善・合理化を進めるとともに、必要に応じて他業種との機能分担を強めるなどの協業化を推進します。

Ⅲ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で下の表（表 エゾシカによる被害防止措置をすべき森林区域）のとおりに定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施にあたっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を適確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業体等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

表 エゾシカによる被害防止措置をすべき森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
エゾシカ	一般民有林： 1 林班から 120 林班	16,475.72
	道有林： 65 林班から 112 林班	11,835.43

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、林野火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病虫害等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の散布、被害木等の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、厚真町では確認されていませんが、渡島檜山地域森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病虫害等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

森林病虫害等の被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などにあたっては、厚真町や（総合）振興局、森林組合、試験研究機関、森林所有者ほか関係者が連携し、被害の程度に応じた対応をすることとします。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

ア エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置等の対策を実施することとします。

イ 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の研究及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

ウ 森林の保護にあたっては、森林組合、林業事業体等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進

することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、森林巡視を強化することとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れについては、「厚真町火入れ許可に関する規則（昭和 32 年 4 月 25 日規則第 2 号）」に従い、安全に最大限配慮し実施することとします。

5 その他必要な事項

（１）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分該当ありません。

（２）その他

ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めることとします。

イ 森林の巡視にあたっては、民有林の中で森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のあるおそれがある地域、主要な展望地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の保健機能の増進に関する特別措置法第3条に基づいて定める保健機能森林について、保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう以下の区域を設定することとします。

また、区域を設定するときは、森林の施業と森林保健施設の整備を一体的かつ計画的に行うことができるよう、流域又は地形界等を考慮して一体的なまとまりのある森林について設定することとします。

なお、保健機能森林の区域の設定にあたっては、保健保安林及び同保安林指定予定地を優先し、区域の設定後は、保健保安林予定地を当該保安林に指定するよう努めることとします。

また、次の森林については、保健機能森林の区域には含めないものとします。

- ① 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び北海道自然環境等保全条例に基づく自然環境保全地域特別地区内の森林
- ② 森林保健施設に該当しない施設の設置が見込まれる森林
- ③ 既存の開発行為に係る事業区域内に森林として残地若しくは造成された森林

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

森林保健機能森林の整備にあたっては、既存の森林経営計画を利用し、森林と森林保健施設を一体的に整備するため当該森林経営計画を変更し、対象森林の保健機能の増進を図るための計画（以下「森林保健機能増進計画」という。）を作成し、森林施業と一体となった施設整備を計画的かつ一体的に進めることとします。

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進します。

また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこととします。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、地域環境の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うこととします。

なお、施設の総量規制及び技術的基準等については、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法施工規則（平成25年2月26日農林水産省令第5号）」によるものとします。

（1）森林保健施設の整備

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、厚真町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画することとします。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

下表に示す「造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができる区域」（以下、区域という）においては、30ha以上の森林（人天別は問わない）を対象に森林経営計画を作成できることとします。

区 域 名	林 班	区 域 面 積 ha
共栄区域	3～8	762.10
上厚真区域	1、2、95、103、110～117	630.78
幌内地区	49～53のうち苫小牧市所有林分	260.10

2 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

本町の森林において、町民及び町外者にとって利用しやすい場所については、森林整備を含む森林内での活動を検討します。

3 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

4 住民参加による森林の整備に関する事項

（1）地域住民参加による取り組みに関する事項

森林に対する住民のニーズは高度・多様化しており、住民の理解と協力の下、地域住民のニーズに応えた多様な森林整備を推進していくことが必要です。

また、様々な体験活動を通じて森林と関わる形での森林利用への期待が高まっていることから、森林所有者等の理解と協力を得ながら、開かれた森林を確保し、その整備を進めるとともに、森林環境教育や健康づくり等の森林利用を推進していくこととします。

（2）青少年の学習機会の確保に関する事項

小中学校の教育課程に導入された「総合的な学習の時間」等を活用し、森林に関する学習機会の確保や森林について学ぶことができる場所の整備など青少年の学習機会の確保を図ります。

5 その他必要な事項

（1）特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。そ

の整備にあたっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早期に実施する必要がある森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとします。

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採につき制限がある森林（以下「制限林」という）については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととしています。

① 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法により定められた指定施業要件に基づき行うものとし、立木の伐採等を行う場合は許可又は届出が必要となります。

なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

ア 主伐の方法

(ア) 伐採できる立木は、厚真町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

(イ) 伐採方法は、次の3区分とします。

- a 伐採方法の指定なし（皆伐を含む）
- b 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの）
- c 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの）

イ 伐採の限度

(ア) 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

(イ) 一箇所あたりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。

- a 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る。）については、20ha以下とします。
- b 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ha以下とします。
- c その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ha以下とします。

(ウ) 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

(エ) 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないこととします。

(オ) 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。

また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とし

ます。

ウ 特例

(ア) 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。

(イ) 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林については択伐とします。

(ウ) 特例の有効期限は、当該特例の指定日から 10 年を越えないこととします。

エ 間伐の方法及び限度

(ア) 間伐することのできる箇所は、原則として樹冠疎密度が 10 分の 8 以上の箇所とします。

(イ) 間伐の限度は、該当森林の立木材積の 100 分の 35 を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とします。

オ 植栽の方法及び期間

(ア) 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行わなければなりません。

(イ) 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内に行わなければなりません。

② 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における施業方法の決定は、表 1 の「特別地域内における制限」により行います。

表 1 特別地域内における制限

区 分	制 限 内 容
特 別 保護地域	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第 1 種 特別地域	(1) 第 1 種特別地域内の森林は、禁伐とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に 10 年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は、蓄積の 10%以内とします。

第 2 種 特別地域	(1) 第2種特別地域内の森林は、択伐法とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができるものとします。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとします。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。 (4) 択伐率は、用材林においては蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。 (5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることとします。 ①一伐区の面積は、2ha 以内とします。 ただし、疎密度3より多くの保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。 ②伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。
第 3 種 特別地域	(1) 第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は設けないこととします。

③ その他の制限林

その他の制限林における伐採の方法は、表の2のとおりとします。

表2 その他の制限林における伐採方法

区 分	制 限 内 容
その他の 制 限 林	(1) 原則択伐とし、伐採率は蓄積の30%以内とします。 (2) 鳥獣保護区特別保護地区内においては、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については、択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。 (3) 次の砂防指定地内においては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則択伐とし、皆伐を行う場合は伐採面積が1ha 未満となるよう留意し、砂防法に従い適正な規模及び作業方法による伐採を行うこととします。 (4) 史跡、名勝又は天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く）においては、原則禁伐とします。

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

(4) 胆振東部地震により被災した森林の復旧

胆振東部地震で被災した森林に対しては、平成30年10月に国や道、試験研究機関、林業事業体などの構成員で設置した「胆振東部地震復興連絡会議」におい

て、関係機関が一体となって森林の早期復旧、林業の復興に向けた森林再生の取り組みを推進します。

森林再生の考え方は、本会議で策定した「胆振東部地震による被災森林の再生に向けた対応方針（平成31年4月決定）」や「胆振東部地震被災森林復旧指針（令和3年3月決定）」に基づくものとし、その具体的な実施方法や事業面積などは、「胆振東部地震森林再生実施計画（令和4年3月決定）」に基づいて進めます。森林再生の取り組みは、令和4年度から令和8年度までの5年間を集中期間として位置付け、復旧・復興を目指します。